

旧上野ふれあいプラザ譲渡公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 旧上野ふれあいプラザを改修し、又は建て替え、商業施設等として有効活用する事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、旧上野ふれあいプラザ譲渡公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 募集要項の確認に関すること。
- (2) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (3) 事業計画書等の審査及び事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 上野西部地区住民自治協議会を代表する者
- (2) 上野商工会議所を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 経理に関する専門的知識を有する者
- (5) 伊賀市副市長
- (6) 伊賀市建設部理事

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただ

- し、委員長が選任されない場合は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会議は、非公開とする。ただし、伊賀市情報公開条例（平成 16 年伊賀市条例第 15 号）第 7 条各号に該当する情報を除き、会議録は、公開とする。

（守秘義務）

第 7 条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員の排斥）

第 8 条 委員は、第 2 条に規定する所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

（庶務）

第 9 条 委員会の庶務は、財務部管財課が行う。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 8 月 10 日から施行する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、第 2 条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の 3 月 31 日限り、その効力を失う。